





ス・バイ・ケースにならうかと思ひますけれども、その態様が組織として共有しているというふうにみなせれば、それは行政文書になるというふうに考へるべきではないかと思つております。

○井坂分科員 何か、これまでせつかく具体的に議論をしてきたのに、今までせつかく具体的に一般化をされましたが、もう一度重ねてお伺いします。

組織としてと言つたらまた非常に曖昧になりますが、複数の職員がその文書を一瞬でも仕事に使つたら、それは組織的に用いたと判断して間違いないでしようか。どの職員さんも大体そういうふうに答えられますが、どうですか。

○三輪政府参考人 お答え申し上げます。

一瞬見たとかいうような御指摘がございました。

私も、いろいろな態様を具体的に想定しているわけではございませんけれども、あくまで、組織として共有したと言える程度のものであれば、これは公文書の定義に当てはまるんだろうというふうに思います。

以上でございます。

○井坂分科員 せつかく大臣が具体的にいろいろわかりやすく答えてくださったのに、最後は法文にまで戻られてしまうと、困ったなというふうに思ひます。

大臣にお伺いをします。

やはり現状、組織的に用いた行政文書なのか、それとも、あくまで個人的なメモなのかという線引きが、今答弁があつたように、非常に曖昧です。ケース・バイ・ケースといえば聞こえはいいですが、これは性善説ならそれでいいんですが、性悪説に立てば、ケース・バイ・ケースをいいことに、これは個人メモだったことにしようということが普通にできてしまふルールだというふうに思ひます。

そこで、大臣にこれは御提案申し上げるわけでですが、やはり行政文書と個人メモの線引きを法律上はつきりさせる必要がある。例えば、今申し上

ス・バイ・ケースにならうかと思ひますけれども、その態様が組織として共有しているというふうにみなせれば、それは行政文書になるというふうに考へるべきではないかと思つております。

○井坂分科員 何か、これまでせつかく具体的に議論をしてきたのに、今までせつかく具体的に一般化をされましたが、もう一度重ねてお伺いします。

組織としてと言つたらまた非常に曖昧になりますが、複数の職員がその文書を一瞬でも仕事に使つたら、それは組織的に用いたと判断して間違いないでしようか。どの職員さんも大体そういうふうに答えられますが、どうですか。

○三輪政府参考人 お答え申し上げます。

一瞬見たとかいうような御指摘がございました。

私も、いろいろな態様を具体的に想定しているわけではございませんけれども、あくまで、組織として共有したと言える程度のものであれば、これは公文書の定義に当てはまるんだろうというふうに思います。

以上でございます。

○井坂分科員 せつかく大臣が具体的にいろいろわかりやすく答えてくださったのに、最後は法文にまで戻られてしまうと、困ったなというふうに思ひます。

大臣にお伺いをします。

やはり現状、組織的に用いた行政文書なのか、それとも、あくまで個人的なメモなのかという線引きが、今答弁があつたように、非常に曖昧です。ケース・バイ・ケースといえば聞こえはいいですが、これは性善説ならそれでいいんですが、性悪説に立てば、ケース・バイ・ケースをいいことに、これは個人メモだったことにしようということが普通にできてしまふルールだというふうに思ひます。

そこで、大臣にこれは御提案申し上げるわけでですが、やはり行政文書と個人メモの線引きを法律上はつきりさせる必要がある。例えば、今申し上

げた複数の職員が職務上閲覧をしたものとか、こ

ういうふうに明確化をし、さらに、この間あつた

の議論もしようと思つたんですけども、一点だけ。

け。

○河野国務大臣 なかなか、線引きが曖昧なものに罰則ということになりますと……(井坂分科員「いや、明確化をして」と呼ぶ)明確化をしたときに、その定義は割と今はつきりしてあるんだと思うんですね。それをどう判断するかというところが、やはりケース・バイ・ケースにならざるを得ないところというのがあるんだろうと思います。

ですから、これは、行政のトップとしての大臣がきちんと判断をしていかなければいけない部分というのがやはり出てくるのかな。そこは大臣が、いやいや、これは行政文書ではないかと言つて、きちんとそうした公文書が保存、管理されていくというところがやはり大事なんだろうと思います。

定義はしっかりといるわけですが、それが一瞬見たのか組織的に使つたのか、よくわからぬところがあつたりする。そういうところはきちんと誰かが判断をしなきゃいかぬわけですから、それは、現場がそう言つて逃れようとしているなら、大臣が、いやいや、それは行政文書だと言つてきちんと判断をするということころは、やはりきちんと判断をするといふところは、行政のトップとしてしっかりとやらなければいけないふうに思います。

○井坂分科員 余りイメージが湧かないですけれども、そんな個別の文書がメモか行政文書かを大臣が判断するというのは、余りびんとこないといふふうに思います。

もう一問やりたいものがあるので、よろしいですか。

似たような話で、実は天下り、きょうは天下り

げた複数の職員が職務上閲覧をしたものとか、こ

ういうふうに明確化をし、さらに、この間あつた

の議論もしようと思つたんですけども、一点だけ。

規制ルールが追加をされました。国家公務員法の百六条四項で、公務員のOBの職員さんは、退職から二年間は、もといた役所の部署への働きかけ、口ききが禁止、そのような働き受けを受けた現役職員は、再就職監視委員会に届け出なければいけない、こういう規制と届け出のルールが追加をされました。

しかし、これも、昨日、再就職監視委員会に確認をしたところ、これまでの届け出はゼロ件だということあります。まさに先ほどの政官接觸ゼロ件と同じような、せつかくルールをつづつたのに、結局ゼロ件。

これも大臣にお伺いしますが、これはやはり制度が機能していない。これも同じようなルールで、明らかに悪い接觸だけを報告するとなつていいですよ。明らかに悪い接觸だけを報告する、それは、悪い接觸は報告されていいのかも知れなわけですけれども、グレーボーンとか、後々、実はあれは悪かつたんじゃないとか、実際もう今まできちんと誰かが判断をしなきゃいかぬわけではありませんから、こういうものをやはり多少は幅広く、全件とは言わないですよ、多少幅広くもともと記録をしておかないと、このグレーボーンが白だつたのか黒だつたのかという判断することができない。要は、届け出がないものは白だと思ふから、それは、現場がそう言つて逃れようとしているなら、大臣が、いやいや、それは行政文書だと言つてきちんと判断をするといふところは、行政のトップとしてしっかりとやらなければいけないふうに思います。

最後に大臣の御所見を伺つて、終わりにいたします。

○河野国務大臣 これは、はつきり、届け出をしないと懲戒処分の対象になるわけですから。届け出をしなかつたら白ではなくて、届け出をしていないのが後でわかれば懲戒の対象になりますので、そうした働きかけがあれば、疑わしきは懲戒処分にならないようにきちんと届け出をするといふふうに思ひます。

そこで、大臣にこれは御提案申し上げるわけでですが、やはり行政文書と個人メモの線引きを法律上はつきりさせる必要がある。例えば、今申し上

りここは運用をされているのではないかというふうに、おまえは性善説過ぎると言われるかもしれないが、そういうことで、これは、もし何かほ

かでのとき働きかけがあったということがわかつて、届け出をしていなければ、しなかつた人が懲戒処分の対象になりますので、恐らくそ

は、グレーボーンはきちんと届け出することにならないのではないかというふうに思つておるんです

が、このままではございません。

ですから、それぞれの公務員の皆さんがしっかりとここは運用をされているのではないかというふうに思ひます。

平成十九年の公務員法改正で、いわゆる天下り規制ルールが追加をされました。国家公務員法の百六条四項で、公務員のOBの職員さんは、退職から二年間は、もといた役所の部署への働きかけ、口ききが禁止、そのような働き受けを受けた現役職員は、再就職監視委員会に届け出なければいけない、こういう規制と届け出のルールが追加をされました。

しかし、これも、昨日、再就職監視委員会に確認をしたところ、これまでの届け出はゼロ件だということあります。まさに先ほどの政官接觸ゼロ件と同じような、せつかくルールをつづつたのに、結局ゼロ件。

これも大臣にお伺いしますが、これはやはり制度が機能していない。これも同じようなルールで、明らかに悪い接觸だけを報告するとなつていいですよ。明らかに悪い接觸だけを報告する、それは、悪い接觸は報告されていいのかも知れなわけですけれども、グレーボーンとか、後々、実はあれは悪かつたんじゃないとか、実際もう今まできちんと誰かが判断をしなきゃいかぬわけではありませんから、こういうものをやはり多少は幅広く、全件とは言わないですよ、多少幅広くもともと記録をしておかないと、このグレーボーンが白だつたのか黒だつたのかという判断するにはきちんと誰かが判断をしなきゃいかぬわけですから、それは、現場がそう言つて逃れようとしているなら、大臣が、いやいや、それは行政文書だと言つてきちんと判断をするといふところは、行政のトップとしてしっかりとやらなければいけないふうに思います。

○井坂分科員 余りイメージが湧かないですけれども、そんな個別の文書がメモか行政文書かを大臣が判断するというのは、余りびんとこないといふふうに思ひます。

まだ、最近は、先ほど来お話をありますので、これを許します。藤野保史君。

○藤野分科員 日本共産党の藤野保史です。

公文書管理法が施行されまして、間もなく五年。私は、先日、十七日に国立公文書館を視察させていただきました。大変重要なお仕事をされていましたと実感をいたしました。

また、最近は、先ほど来お話をありますので、これが、はつきり、届け出をしないと懲戒処分の対象になるわけですから。届け出をしなかつたら白ではなくて、届け出をしていないのが後でわかれば懲戒の対象になりますので、そうした働きかけがあれば、疑わしきは懲戒

処分にならないようにきちんと届け出をするといふふうに思ひます。

そこで、大臣にこれは御提案申し上げるわけでですが、やはり行政文書と個人メモの線引きを法律上はつきりさせる必要がある。例えば、今申し上

りここは運用をされているのではないかというふうに思ひます。

私たちも、秘密保護法は廃止すべきだと思うんで

すけれども、秘密保護法が政府に都合よく運用さ

れないためにも、大臣が所管されている公文書管理法というものが大変重要な意味を持つていて私は認識しております。

そこで、改善を求める課題というのは多々あると思うんですが、きょうは、私は、立法府が持つておる公文書について、絞つてお聞きをしたいと思います。

その大前提として、この公文書管理法第一条の立法趣旨につきまして河野大臣にお聞きをしたいんです。同法は、二〇〇九年の国会審議の際、衆議院で修正をされた上で全会一致で成立していると思いますが、一条でどの点が修正され、どうした趣旨が強調されることになったのか、御答弁いただければと思います。

○福井政府参考人 法案の審議過程で、細部にわたりの説明はちょっとと差し控えさせていただきますが、国民の主体的な利用とか、あるいは国民主権の理念にのっとるという点が各党から強調され修正になつたと認識しております。

○藤野分科員 ちょっと、簡潔にと言つた私もあれですけれども、非常に簡潔過ぎてですね。配付資料の一枚目で紹介をさせていただいております。

何がつけ加えられたかといいますと、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有的知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにがんがみ」という文言が追加されました。

これについて、当時の小渕優子大臣はこう言つております。

どちらかといえば、政府案に示したのは行政の立場から見たこの本法案の意義がより強く表現されていたのではないかと思しますけれども、主権者たる国民の立場に立つて、公文書が国民共有的知的資源であり、国民が主体的に利用し得るものと位置づけた、これによって権利をより明確にしたというふうに当時の大臣は答弁されているんですね。

河野大臣、ですから、やはり民主主義の根幹と

いうのが位置づけられている。やはり民主主義としては、國民が正確な情報に自由にアクセスして、それに基づいて正確に判断を行つて、主体的に主権行使することで深まっていくと私は思うんです。そういう意味で、非常に重要な立法趣旨がある。

この立場からすれば、国立公文書館が管理する対象が行政政府の文書だけでいいということにはならないと思うんです。やはり、立法府・司法府を含め多くの民主主義にかかる文献を國民が主体的に利用できるようになる必要があると思っております。

配付資料の一では、内閣府に設置された国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の提言、二〇一五年三月のものも指摘をしております。ここでも、「特に、国会審議等の立法過程は、國の在り方に關する意思決定の過程の重要な一部であることから、立法府の文書を國民が閲覧・利用できるようになることは大変重要である」。したがつて、三権の公文書を一体的に見るとができるようになる意義は大きい」と指摘をされております。

大臣にお聞きしますが、この認識は大臣も一緒に

おっしゃったように、主権者たる國民がさまざまなかながみでござります。

いろいろな文書を参照できるようになるといふことは、まさに判断を民主主義の中でやつていくためには、

これが一つの到達点だというふうに思ひます。

もちろん、一体的でなければならぬとまでは

言えませんが、裁判所から司法文書も随分いただ

いておりまますので、できれば、立法府にもぜひ公

文書館に立法に関する文書をいただいて、一体的

に管理できるようにしていきたいなどといふうに思つております。

○藤野分科員 今御答弁いただいたように、やはり極めて重要な意義があると私も思つております。

しかし、やはりなかなか、三権分立という觀点もありまして、配付資料の三で御紹介しているんですが、二〇〇九年の立法時には、一体的に管理するのをどうやるかという意味で、三者が定期的に集まつて、移管するルールを協議したり、情報交換、検討を行う場を設定して、しかも、これを法的に位置づけたらどうだという提言がされたわけです。これを受けて、政府で検討したけれども、やはり三権分立の觀点から、閣法ですから、閣法で立法や司法に義務づけるようなものはなかなかできなかつた、こういう経過であったというふうに、副大臣の答弁を引用しております。

ですから、三権分立の觀点からなかなか義務づけはできないけれども、今お話をありましたけれども、この十四条では、協議によつて司法府や立法府の文書を移管することができる、こういう仕組みになつてゐる。一つの到達点だというふうに私が認識をしております。しかし、この到達が生かされているのか。この十四条に基づく協議が行われているのか。

今、大臣に答弁いたんだすけれども、簡潔に、司法と立法、それそれどういう状況か、事務方で結構ですので、現状を御答弁いただければと思います。

○福井政府参考人 お答えさせていただきます。

まず、司法府の方からでございますが、司法府との関係につきましては、平成二十一年の八月五日に、内閣総理大臣と最高裁判所長官の協議による申し合わせを行つております。

ちょっとと補足させていただきます。

公文書管理法自体の施行は平成二十三年でござりますけれども、公文書管理法の第十四条は、もともと、国立公文書館法の該当条文を持ってきました

ものでございます。このもともとの法律の方の規

定に基づきまして、最高裁判所長官との間で協議が調いましたので、平成二十一年度から、歴史資料として重要な判決書等の裁判文書、それから司法行政文書の移管が進められておるという状態でございます。

それから、立法府の方でございます。

平成二十六年度までで締めますと、裁判文書が八千五百五十冊、司法行政文書四百三十二冊が移管されているという統計になつております。

まず、現在のところ、公文書管理法第十四条に基づく協議が行われていない。したがいまして、国立公文書館への移管の実績がないという状況でございます。

私ども内閣府の方では、先ほど先生も御引用いたしました公文書館の機能・施設の在り方等に關する調査検討会議の方で、できれば一体的に見られた方がいいんじゃないかということで御意見を出させていただいて、これは、昨年、衆議院議運委員会の方におつくりいただきました新たな公文書館に関する小委員会の方でも御報告をさせていただいているところで、小委員会の方で一応検討事項になつていてと認識をしております。

○藤野分科員 司法府との間では、協議も行われて移管も進んでいます。ただ、立法府との関係では、協議すら行われていない。もちろん立法府の問題も認識をしておりますけれども、当然、移管という点から見れば、まだゼロという状況であります。

○藤野分科員 司法府との間では、協議も行われて移管も進んでいます。ただ、立法府との関係では、協議すら行われていない。もちろん立法府の問題も認識をしておりますけれども、当然、移管という点から見れば、まだゼロという状況であります。

そのもとで何が起きているのかといふのをちょっとお聞きしたいんです。

立法府が保有する重要な公文書、これが国立国会図書館あるいは憲政記念館などで塗潰け状態になつてゐる。きょう取り上げたいのは、この国会事故調の報告書の資料であります。

事故調が調べた資料は、どのような状態で保存、管理されていますでしょうか。

○大滝国立国会図書館長 お答えいたします。

国立国会図書館が保管いたしますいわゆる国会

事故調の資料につきましては、両院議院運営委員会合同協議会メンバーの合意及び両院議長の了解のもと、平成二十四年十月のいわゆる国会事故調の根拠法の失効を受けまして、国立国会図書館に引き継がれたものではございます。

引き継ぎを受けた時点では、段ボール箱七十七箱に格納された状況でございましたが、文書を良好な状態で保存するため、現在では、国立国会図書館内の常に施錠された事務室の一室区画のキャビネットに、段ボール箱から出しまして収納し、鍵をかけて厳重に保管しているところでございます。

○藤野分科員 私も、一月十八日に国立国会図書

館も視察させていただきまして、この管理されているという部屋といいますか、事務室を見せていただきました。キャビネットだけなんですかれ

ども、その外観といいますか、部屋の状態はよくわかつたんですね。専用の保管庫じゃないんで

す。その前の日に行つた国立公文書館では、やはり専用の保管室で、いわゆる湿度や火災防護などもしっかりとやられていましたけれども、私が見たのは、国会図書館の一室で、率直に言って、あいだからといふような部屋、部屋というかスペースです。部屋でもない。本当に狭いスペースで、配電盤もむき出しになつているような状況ということで、これは火事、火災があつたらどうするんだろうと率直に感じたんですね。

○河野国務大臣 ですから、本来、こういう重要な

公文書であれば保存、管理に当たつてあるような

状態では全くないというのが私の印象であります。まあ、段ボールよりはいいんですけども。

かつて大臣は、ブログでいろいろとこの文書に

ついても指摘をされております。今は見られないんですけれども、いろいろな形で見られるので、ちょっと御紹介させていただきたいんです。こうおっしゃっています。

朝日新聞が吉田調書を探り出し、インターネットに順次掲載している。しかし、国会事故調にかかるわった人たち、それどころではない資料が国会事故調の収集した資料にはあったという。電事連の会議録や安全規制のルールづくりに関する班目氏の発言やさまざま、もろもろだそだ。電事連は、あれだけのロビー活動や妨害行為をやりながら、任意団体だからと会計一つ公開していく

い。最近は、東京電力を外して電力自由化に備えた会合を重ねているようだが、福島第一原発事故以前に行われた電事連のさまざまな会議録が国会事故調によって収集され、国会図書館に眠つているそうだ。

こういうふうに紹介をされております。また、大臣も世話人の一人をされていらっしゃって、私も入らせていただいているんですね。が、国会議員超党派、原発ゼロの会。このゼロの会は、二〇一三年の二月二十七日に衆参両議連委員長に申し入れを行つております。要するに、扱いやつて、私も入らせていただいているんですね。が、国会議員超党派、原発ゼロの会。このゼロの会は、二〇一三年の二月二十七日に衆参両議連委員長に申し入れを行つております。要するに、扱

うことは差し控えなければならぬとは思います。が、せつかくこれだけの資料を事故調が集めて、ルールを決めれば公開をされるという状況にあって、それがかなり長い間こういう状況にあるというのは、非常に残念といふことではございますので、余り行政府の人間が立法府にこれ以上言うのはいかぬとは思いますが、そこはぜひ立法府にも私はお願いをしたいなというふうに思つております。

○藤野分科員 本当に私も、人類共有の財産と言つて間違いないという大変重要な資料だと思いません。

今、公開のルールというお話をされました。国会のお話も今出ましたけれども、図書館運営小委員会、ここは情報公開法に基づく話ばかりしているんですね、公開公開と。

私が先ほど来問題にしていますのは、情報公開法とともに車の両輪である公文書管理法なんですね。公開の前提として、文書が未來永劫にわたつてしっかりと保存、管理されなければならない。それがなければ公開という話もやはり十分なものになつていかないと思うんですね。

○河野国務大臣 公開というアプローチでは、この小委員会の議論を見ても、もう三すくみ状態といいますか、なかなか進まないというのは大臣も御存じだと思います。

私が言つているのは、前提として、公開以前の管理の問題。公文書管理法があるんだから、公文書管理にこの貴重な資料をのせる。十四条、協議といふ組みも当時の知恵を使ってつくってきてるわけですから、この十四条の協議にこの資料をのせて、そういう塩漬けといいますか、まさに原子力に關する事故でございますから、これは人類の共有的財産とすべきものであると思いますし、これが今公開されないのは、公開のためのルールがないから公開が行われていないわけございまして、これは、特に、安全保障上の理由があるとか、何かそういうことがあるわけではございません。

行政府の人間が立法府にああしろこうしろと言ふことは差し控えなければならぬとは思います。が、せつかくこれだけの資料を事故調が集めて、ルールを決めれば公開をされるという状況にあって、それがかなり長い間こういう状況にあるというのは、非常に残念といふことではございますので、余り行政府の人間が立法府にこれ以上言うのはいかぬとは思いますが、そこはぜひ立法府にも私はお願いをしたいなというふうに思つております。

○藤野分科員 本当に私も、人間共有の財産と言つて間違いないという大変重要な資料だと思いません。

今、公開のルールというお話をされました。国会のお話も今出ましたけれども、図書館運営小委員会、ここは情報公開法に基づく話ばかりしているんですね、公開公開と。

私が先ほど来問題にしていますのは、情報公開法とともに車の両輪である公文書管理法なんですね。公開の前提として、文書が未来永劫にわたつてしっかりと保存、管理されなければならない。それがなければ公開という話もやはり十分なものになつていかないと思うんですね。

○河野国務大臣 公開といふ組みも当時の知恵を使ってつくってきてるわけございまして、一応申し入れをさせていただいて、今いろいろ検討をいただいているという状況でございます。

国会事故調の資料だけでなく、例えば、恐らくこれは参議院なんだと思いますが、帝国議会当時の資料もあるわけございまして、さまざま価値のあるものが立法府にあるということは、よく知られているわけでございます。

おつしやるよう、これが少なくともまず適切に保存、管理されるというのは非常に大事でござりますし、それが一定のルールで公開をされるというのがその次の段階で大事になつてくると思ひますので、公文書を担当している大臣として、公文書館の建設については衆議院の土地でやらせていただきたいということで、これは議長にもお話を申し上げなければいけないわけでございますから、それとあわせて、両院が持つてゐる文書についても少しお詰りをしてもらいたいかなというふうに思つております。

○藤野分科員 やはり河野大臣が大臣のときに突破口を開いていたたまことが、私は非常に重要なないかな。歴史のめぐり合わせのようなものを私を感じておりますので、ぜひこの国会事故調査の資料を含めてこじあけていただきたいというふうに思います。

そして、最後にといいますか、もう少しはあるんです、公文書というの、国だけでなく、地方にとりまして非常に重要な意義を持つていて、ある意味、国民の命とか、あるいは次の世代を育てていくとか、そういう非常に身近な意味で育てていくとか、そういう大事だなというふうにこの間感じております。

私は北陸信越ブロックから選んでいただいてるんですが、ちょっと五つの県をそれぞれ、私が経験したことを紹介させていただきたいんです。

例えば新潟県では、新潟水俣病の皆さん、まだ、いまだに本当に大変な苦しみの中で暮らしていらっしゃる。いろいろ調べてみますと、當時、一九五二年段階で、熊本県の水産課がいろいろの被害は食いとめられたかもしれない、そういう専門の方もいらっしゃるんです。ですから、そういう意味で、まさに命にかかる大変重要な役割を果たす。

福井県の「もんじゅ」では、もう御存じのように、九五年にナトリウム漏れの事故を起こしましたが、それが一定のルールで公開をされると、両院が持つてゐる文書についても少しお詰りをしてもらいたいかなというふうに思つております。

○藤野分科員 やはり河野大臣が大臣のときに突破口を開いていたたまことが、私は非常に重要なないかな。歴史のめぐり合わせのようなものを私を感じておりますので、ぜひこの国会事故調査の資料を含めてこじあけていただきたいというふうに思います。

富山県では、二〇一二年の四月に、富山県立ではありますけれども、イタライタイ病資料館といふのが新設をされまして、私も二回ほど行つたんです。同県の阿智村というところには満蒙開拓平和記念館という、これは一般社団法人でありますけれども、これが二〇一三年四月に開館しまして、私もたびたび訪れております。

石川県にはまだ公文書館はありませんけれども、しかし、県議会には、公文書・古文書の管理体制構築及び利用者の利便性を求める請願などが提出されて、これは全会一致で採択をされております。

そして、配付資料でお配りしているんですが、四番目の資料になるんですけども、これは長野県の松本市文書館から御提供いただきました。感謝をしております。

これは長野県の今井村というところで保管されていた「庶務関係書類綴」というもので、まさに一九四五、昭和二十年の文書であります。マル秘とか至急、こういうものが並んでおります。

これは何がどういいますと、読みにくいので御紹介させていただきますと、要は、國力が推定できるような統計、商業統計、さまざまなもので御紹介させていただきますが、内閣府にお聞きしますが、二〇一五年度の公文書管理関連の予算、人員体制、これはどのようになっていますでしょうか。内訳も含めてお願ひします。

○福井政府参考人 二〇一五年度、本年度の、まず公文書管理関係の予算でござりますが、公文書の予算総額は約二十二億五千万円でござります。それから、内閣府の方に調査費として約六千万元をいただいております。

それから、体制でございますが、国立公文書館のいわゆる常勤職員、これは役員を含めまして五十一名でございます。それから、内閣府の方に公

文書管理といふのはおくれている、その理由の一つとして、太平洋戦争終結時期の混乱で公文書管理体制が途切れてしまつたということを挙げています。当時、動燃が、事故現場を撮影したビデオを意図的に隠蔽といいますか、カットしたという事件もありました。ビデオとかいうのも、電磁的記録として本法の適用を受けるということになります。

富山県では、二〇一二年の四月に、富山県立ではありますけれども、イタライタイ病資料館といふのが新設をされまして、私も二回ほど行つたんです。同県の阿智村というところには満蒙開拓平和記念館という、これは一般社団法人でありますけれども、これが二〇一三年四月に開館しまして、私もたびたび訪れております。

ここに行きますと、若者たちが自分たちのルーツを知りたいといって多数来館をされて、そこで満蒙開拓の歴史を知つて、ばあちゃんの人生を初めて知つたとか、じいちゃんを見る目ががらつてしまつたとか、こう言つて帰つていくわけです。本当に、まさに人生が変わるような体験をそこまでしてく。

ですから、やはり公文書といふのは、本当に私たちにとって大事な意味を、国でも、そして地方でも果たしているわけで、ことは五年目の見直しの年でありますけれども、本当に、この見直しによって、質、量ともにこの体制を強くしていく必要があると思つております。

そこで、最後になるんですが、問題はその体制なんですね、予算と体制。

内閣府にお聞きしますが、二〇一五年度の公文書管理関連の予算、人員体制、これはどのようになっていますでしょうか。内訳も含めてお願ひします。

○福井政府参考人 二〇一五年度、本年度の、まず公文書管理関係の予算でござりますが、公文書管理の専門家であるアーキビスト、まだ日本でなじみがなくて、アーキビストの日本語訳もまだないと言つてお聞きをしましたけれども、これの育成、重要性をN H Kは報じていたんですね。

そして、質的にも、これはN H Kの「クローズアップ現代」でも紹介されておりましたが、公文書管理の専門家であるアーキビスト、まだ日本でなじみがなくて、アーキビストの日本語訳もまだないと言つてお聞きをしましたけれども、これの育成、重要性をN H Kは報じていたんですね。

紹介いたしますと、フランスであります。フランスは、公文書管理に日本の約三倍の予算をかけています。公文書管理局長の言葉として、アーキビストはハイレベルな情報の科学者、情報の歴史家なのです。養成されたアーキビストのうち八百人が各省庁に派遣をされて、第三者の視点で、

各省庁で誤った公文書管理がされていないかチェックをする。さつき五名と言いましたが、八百名。全然違うわけですね。

私が印象深かったのは、彼ら、彼女たちは、各省と交渉するための交渉力がなきやならないし、そのため、専門家として尊敬される人でなければならぬと言つていたんです。そのとおりだなど。大臣にお聞きしたいんですが、こういう重要性、量的にも質的にも高めないと云う重要性に鑑みれば、やはり予算、体制、これは抜本的に拡充すべきじゃないかと思うんですけど、最後のことをお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 公文書が民主主義の一つのインフラであるということを考えると、先ほどからお話を出ております公文書管理課はもとより、公文書館、これは独立行政法人国立公文書館でございまます、こういう公文書に携わる組織の予算、人員といふのは極めて重要な思想でありますし、今おっしゃられましたアーキビストの養成というのも大事でございます。古い文書を修復する、そういう技術というのも伝えていかなければならぬわけでございます、そこは言うまでもないところでございます。

他方、私、今、国家公務員制度担当大臣として定員管理を厳しくやらなければいかぬ、行政改革担当大臣として行政改革も進めていかなければいかぬということで、なかなか右手と左手が握手しないで何んかしていいるという状況でございますが、新しく国立公文書館をつくれという動きでございますし、どこにつくるかという選定を日々やるわけでございます。機能はきちんとしたものを持つたものを持つていただきたいというふうに思つておりますので、そこはしつかり御指導を賜りながらやつてまいりたいと思います。

○藤野分科員 質問を終わります。ありがとうございます。

○平沢主査 これにて藤野保史君の質疑は終了いたしました。

○平沢主査 次に、内閣所管について審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○秋本分科員 自民党の秋本真利でございます。

大臣になられる前、党の行革推進本部長として、一緒に仕事をさせていただきました。きょうは、河野大臣に質問できるということでお聞きになりました。

大臣は当然記憶があると思いますので、それも踏まえた中で大臣とやりとりをさせていただきたいと、うふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、開榮丸についてお伺いをいたします。

一部メディアで、大臣が持論を少し封印してしまって寂しいというような報道も出しておりますが、私は、内閣に入つて、河野太郎大臣だからこそやれることをやるべきだし、今現在、私、生意気ですけれども、外から見ていて大変心強く思つておられる次第でございます。

一つの成果として、開榮丸がございます。年間十二億円払いながら、もう七年間ぐらいにわたつて全く使用されていないというものについて、あなたを振るつて秋の行政レビューで議題に上げまして、十二億をばさつと切つて来年度から六億といふことで、二年間で事業を終了するというふうに聞いております。

文科省にお伺いをいたしますが、使用終了までのくらいのお金がかかる予定なのか、それと、使終了年次について改めて確認をしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

〔主査退席、小田原主査代理着席〕

○板倉政府参考人 お答えいたします。

開榮丸に係る平成二十八年度予算案につきましては、使用の終了を行うことを踏まえ、ドック点検の取りやめなどを想定し、係留に必要な最低限の経費のみを計上してございます。

同船の予算案、約五億九千五百萬円の内訳といつしましては、船舶の建造に係る費用を分割して支払う船舶資本費は、平成二十七年度と同規模の約三億四千四百万円、船舶維持費は、使用の終了を前提とした最低限の経費として約一億五千百万円をそれぞれ見込み、予算案に計上しているところでございます。

いずれにしましても、現在、原子力機構と原燃輸送との間に、平成二十八年度の契約額を含めた使用の終了に関する交渉が行われているところでございまして、交渉の経過を注視してまいりたい

○平沢主査 次に、内閣所管について審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○秋本分科員 秋本真利君。

大臣になられる前、党の行革推進本部長として、一緒に仕事をさせていただきました。きょうは、河野大臣に質問できるということでお聞きになりました。

大臣は当然記憶があると思いますので、それも踏まえた中で大臣とやりとりをさせていただきたいと、うふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、開榮丸についてお伺いをいたしました。

一部メディアで、大臣が持論を少し封印してしまって寂しいというような報道も出しておりますが、私は、内閣に入つて、河野太郎大臣だからこそやれることをやるべきだし、今現在、私、生意気ですけれども、外から見ていて大変心強く思つておられる次第でございます。

一つの成果として、開榮丸がございます。年間十二億円払いながら、もう七年間ぐらいにわたつて全く使用されていないというものについて、あなたを振るつて秋の行政レビューで議題に上げまして、十二億をばさつと切つて来年度から六億といふことで、二年間で事業を終了するというふうに聞いております。

文科省にお伺いをいたしますが、使用終了までのくらいのお金がかかる予定なのか、それと、使終了年次について改めて確認をしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

〔主査退席、小田原主査代理着席〕

○板倉政府参考人 お答えいたします。

開榮丸に係る平成二十八年度予算案につきましては、使用の終了を行うことを踏まえ、ドック点検の取りやめなどを想定し、係留に必要な最低限の経費のみを計上してございます。

同船の予算案、約五億九千五百萬円の内訳といつしましては、船舶の建造に係る費用を分割して支払う船舶資本費は、平成二十七年度と同規模の約三億四千四百万円、船舶維持費は、使用の終了を前提とした最低限の経費として約一億五千百万円をそれぞれ見込み、予算案に計上しているところでございます。

と考えてございます。

○秋本分科員 使用の終了に向けて交渉しているところで、事前のヒアリングの時点で、大臣、乗組員が十三人程度いて、そこに一人当たり一ヶ月百二十万円人件費を払つていています。

これを、私に事前にレクで、一人にしようと思います、八時間の三交代制で一日三人ということです、実質その時間帯にいるのは一人といふことにして人員を減らすというふうに言つていますが、これが、私は国土交通省に確認をしたところ、係船届の相談も出ていなければ、原子力の保安規定上の減員といふことについても原燃輸送からも何も出てきていないということで、全く相談がないということです。

国土交通省に私は尋ねました、係船届を出さないで一人にすることができるのかと。そうすると、それはできませんと。原子力の保安上もどうですか、それもできませんということです。

あるにもかかわらず、事前のレクの段階で文科省は私に、係船届は出さずに人員を一人にしていくというふうに言つております。私はこの根拠を知りたいと思います。ですから、行革本部の方で、ぜひ契約書をしっかりと見ていただきたい。現在結んでいる契約書で、どういうふうな契約の中身になつて終了をしていくことができるのか。それを文科省任せにせず、行革でもしっかりとチェックをしていただく。

そして、一つ行革にもその中でお伺いしたいのは、終了に向けての契約書を、文科省は五億九千五百萬円というものを予算計上しているわけですが、それでも、その根拠とか契約書というものについて、事務方でも構わないのですが、中身を見ていて、事務方でも構わないのですが、中身を見ていて、行革本部は。そのことについて、お伺いをしたいと思います。

文科省に対しては、どういう根拠で一人でできるのかということと、行革本部については、その根拠たる契約書を見ていますかといふ一点、お伺いいたします。